

## 南箕輪村自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自転車乗車時のヘルメット着用を促進し、交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメットの購入に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「ヘルメット」とは、自転車乗車時に頭部を保護する目的で着用する新品のヘルメットであって、次の各号のいずれかの安全基準に適合することの認証を受けたものとする。

- (1) 一般財団法人製品安全協会
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟
- (3) 欧州連合の欧州委員会
- (4) ドイツ製品安全法
- (5) 米国消費者製品安全委員会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、安全基準を満たしていると村長が認めるもの

(補助金の対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 補助金の交付を受けようとする日の属する年度の3月31日において満15歳となる者
- (3) 村税及び分担金、使用料等について滞納していない者
- (4) 南箕輪村暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(補助金額及び交付制限)

第4条 補助金の額は、ヘルメットの購入に要した額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、3,000円を上限とする。

- 2 補助金の交付は、補助対象者1人につきヘルメット(当該補助対象者が自ら使用するものに限る)1個かつ1回限りとする。
- 3 ヘルメットの購入に当たり他の補助金(村以外の補助金を含む。)の適用を受けている場合にあつては、当該ヘルメットに対してこの補助金は交付しない。
- 4 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現にその子を監護する者をいう。以下同じ)が次条第1項の規定による申請を行う場合において、当該保護者が前条第3号及び第4号に該当しないときは、補助金を交付しない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、南箕輪村自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書(実績報告書)兼交付請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証するもの
  - (2) 前号のヘルメットが第2条に規定するものであることが確認できるもの
  - (3) 保護者の本人確認ができるもの（保護者が申請する場合に限る。）
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、原則として補助金の対象者の保護者が行うものとする。
  - 3 第1項の規定による申請の期限は、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日とする。

（補助金の交付）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南箕輪村自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者（前条第1項の規定による申請を行った者をいう。以下同じ）に通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 村長は、申請者が偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合、既に補助金を受領しているときは、申請者は村長の指示するところにより、取り消された補助金を返還しなければならない。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。  
（補助対象者の特例）
- 2 令和7年3月31日において満16歳から満18歳までの者については、令和6年度に限り、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、補助対象者とする。